諮問庁:経済産業大臣

諮問日:平成28年3月11日(平成28年(行個)諮問第45号) 答申日:平成28年6月9日(平成28年度(行個)答申第29号)

事件名:本人に係る特定諮問事件の理由説明書の意思決定・提出等のために作

成・保有した文書の開示決定に関する件(保有個人情報の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

特定諮問事件の理由説明書の意思決定・提出等のために作成・保有した文書一式に記録された本人に係る保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求につき、文書「情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」(以下「本件文書」という。)に記録された本人に係る保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく本件請求保有個人情報の開示請求に対し、平成 28年2月8日付け20160205統第1号により経済産業大臣(以下 「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定(以下「原処分」と いう。)について、他にも開示されてしかるべき文書が存在する。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

原処分は、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。) における答申を受けての、いわば再決定である。

しかしながら、異議申立人が審査会に提出した意見書等において示した主張・疑問を払拭・解消するには開示された文書では全く足りない。

よって, 行政機関としての説明責任を誠実に果たしていただくべく, 改めて異議申立てを行う。

(2)意見書

本件については、審査会が諮問庁に対して示された答申に係るものである。諮問庁では答申を踏まえて取消しを行い、本件の原処分を行ったが、いわば異議申立人からの同じ請求に係る再決定である。

この再決定によって改めて開示された文書について内容を確認したところ、全てそれ以前の請求で開示された以外の新たな文書は見当たらなかった。念のため、鉱工業動態統計室の担当者にも確認したが、「(新た

に追加した文書はなく)以前に開示したものである。」との回答であった。 異議申立人は、答申に係る最初の諮問に際し、異議申立書や意見書に より、異議申立人の主張を既に審査会に示している。にもかかわらず、

原処分には、最初の諮問において示した異議申立人の主張に対しての追加の説明も何ら示していない。

この状況は、いかなる理由があろうとも同じ事案に係る再審査(不服申立て)は行えないという審査会の位置付けからすると、異議申立人は同じ主張をせざるを得ないにもかかわらず、審査会には改めて示すことができない状況であるということに他ならない。

確定した取消訴訟の判決がその法的拘束力により、いわゆる反復禁止効の法理から、結果として同じ再処分を行う場合には、最低限、異なる処分理由を示すことが求められることと比較すると、審査会の答申を諮問庁として、尊重すべきことは当然ではあっても、新たな説明や理由を異議申立人に対して何ら示すことができないのであれば、取り消せない・取り消さないという選択肢も諮問庁にはあったはずである。

審査会の位置付けも踏まえず、異議申立人が不服申立てができないような「取消し」と「再処分」は、その再処分の内容からすれば、「取消し」 そのものが偽りめいたまやかしに過ぎず、本件の(再)処分は極めて不 当・不適切だと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 事案の概要

異議申立人が行った「特定日付けで異議申立人の自宅に送付された通知において、特定諮問事件について、経済産業省が審査会に提出した理由説明書の意思決定・提出等のために作成・保有した文書一式(メール、メモ等様式は問わない。)」に記録された本人に係る保有個人情報との開示請求に対し、処分庁は、平成27年9月8日付け20150811統第1号により、保有個人情報の一部を開示する決定を行った。

これに対して、異議申立人は、特定しなかった保有個人情報の開示を求める異議申立てを行い、これを受け、諮問庁は、諮問を行ったところ、審査会から平成27年度(行個)答申第81号により、上記決定について、不備があることから、当該処分を取り消すべきであるとの答申があり、これを受け、平成28年2月8日付け20160205統第1号により、原処分を行った。

(2) 原処分及びその理由

処分庁は、本件請求保有個人情報の開示請求を受け、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、 法18条1項の規定により、その全部を開示する旨の原処分を行った。 本件請求保有個人情報が記録されている文書は本件文書が全てである。不開示部分に該当する箇所はなく、その全部を開示としたものである。

(3) 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった 保有個人情報の開示を求めているので、原処分の妥当性について検討す る。

異議申立人は、存在していて然るべき他の行政文書が欠けている旨主張するが、諮問庁は異議申立人の主張も踏まえ改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったものの、本件文書以外の存在は確認できなかったことから、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した原処分は妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の 正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

2 補充理由説明書

異議立てに対する決定により取り消された平成27年9月8日付け20 150811統第1号においては、上記1(2)の本件文書に関し、一部 を開示する旨の決定を行っているが、当該文書の黒塗り部分は、当該文書 を用いて特定事件の諮問に係る決裁を行っていた時点で既に黒塗りとされ ていたものであるため、原処分においては、当該文書の全部を開示する旨 の決定を行ったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成28年3月11日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月31日

異議申立人から意見書を収受

④ 同年4月22日

審議

⑤ 同年5月11日

諮問庁から補充理由説明書を収受

⑥ 同年6月7日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

異議申立人は、本件文書以外にも本件請求保有個人情報が記録された文書が存在する旨主張し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問 庁に確認させたところ、特定諮問事件の理由説明書の意思決定・提出等の ために作成・保有した文書は、当該事件の諮問に係る決裁書である本件文 書が全てであり、本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録されている 文書は保有していないとのことであった。

諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ,本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり,本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録されている文書は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然,不合理とはいえず,他に本件請求保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから,経済産業省において,本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久